

令和4年度第2回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2022年7月12日（火）14時開会
場 所：大通りバスセンタービル1号館6階
みどりの推進部 大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは皆様、お時間過ぎましたので、ただいまから令和4年度札幌市子ども・子育て会議第2回児童福祉部会を開催したいと思います。

私は、子ども未来局子供企画課長の月宮でございます。本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

2. 事務連絡

○事務局（月宮子ども企画課長） 議事に入ります前に、本部会の委員の交代等がございましたので、ご報告いたします。

まず、子ども・子育て会議発足当初から部会長を務めていただきました松本先生が令和4年5月にご退任され、藤原委員が新たに部会長に指名されましたので、改めてご報告いたします。

次に、子ども・子育て会議発足当初から委員を務めていただきました高橋弁護士が令和4年5月にご退任され、弁護士の椎木委員に新たに児童福祉部会に入らせていただいております。

また、松本先生のご後任として北海道大学大学院教育学研究院准教授である加藤委員と、北海道警察の伊林氏のご後任として同じく北海道警察本部生活安全部少年サポートセンター所長であります石川委員が新たに選任されております。

それではここで、ご退任されました松本先生と、新たに選任されました加藤委員、石川委員、それで恐縮でございますが、椎木委員、そして藤原部会長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思っております。

最初に松本先生、よろしく願いをいたします。

○松本教授 どうもこんにちは。聞こえておりますでしょうか。

このたび、委員及び部会長を退任させていただくというふうになりました。大変長くお世話になりました。この会の冒頭、時間のない中、一言ご挨拶をさせていただく機会を与えていただいてどうもありがとうございます。

任期途中でございます。急なことのように見えるかもしれませんが、実は、この前の任期の改選、3期目が終わったぐらいのところでしょうか、退任をするつもりでございました。ただ、この間の検証報告とその引き続きでの評価報告、その後5回目の検証というようなことが続きましたので、前の任期で辞めるとそれが途中のまま退任することになりますので、そちらの評価報告等を一旦提出して切りがついてから退任するというふうにして、任期を少し延ばしたという経過であります。そのことについてはもう、随分以前から札幌市さんともご相談を申し上げて、そのつもりでございました。何とか皆様のご協力を得て評価報告書等を提出いたしましたので、また5回目の検証も提出できましたので、予定どおり退任をさせていただくというふうにしました。

正確にいつからかは覚えていないのですが、最初の検証のときに臨時委員で入れ

ていただいてから、多分十何年になると思います。正式な委員、あるいは部会長としても随分長くなりましたので、このあたりでというふうに思っておりました。

この間、5回の検証と1回の評価報告を出したことになります。これから、やっぱりいろいろなことが動いていて、札幌市でいうと検証と評価報告の流れの中で、区の体制強化をどうするかとか、特に今、人材育成のプランをどうするかということで、札幌市さんの方でも具体的に動き始めているというふうに伺っております。また、若年女性支援の枠組みもちょうど1年になって、これから本格的にどうするかというところになります。あるいは、それと関係して、女性支援の新法ができました。また、札幌市の母子福祉計画のところをまた立てていくということで、特に母子生活支援施設の在り方も含んで、この場で検討すると、今年度検討するというふうになっていたかと思います。また、子どもの貧困対策計画も2期目のもの、今年度つくるということでもありますので、今年度これから新たにやらなければいけないことが結構あるので、今年度の途中でまた退任するというのもややこしいので、特にこのタイミングでというふうに考えました。

また、児童福祉法がまた改正になりまして、その中で、ケアリーバーの支援なんかも、またどういうふうに展開していくかということは問われるでしょうし、そのことと、やっぱり支援者の側の専門性をどう考えるかということが連動しているようにも思います。この間、女性あるいは子どものところで福祉に関する制度が動いているところで、札幌市でもいろいろあって改革の機運が随分高まって進められているようなところで、まだいっぱい宿題を残したまま退任をするようなことに結果的にはなってしまうと、少々心残りということもあるのですけれども、大分年も取って知恵も枯れてきましたので、このあたりが潮どきかなとも思っています。まだ札幌にはおりますので、ここのお集まりの皆様方にはいろいろなところでまたお目にかかったり、ご一緒させていただくような機会もあるかと思しますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

少々長くなりましたけれども、退任の挨拶とさせていただきます。コロナで対面ではない形で少々その点も心残りなのですけれども、大手を振ってまた皆さんと対面で、マスクなしでお目にかかって、いろいろ懇談ができる機会を心より楽しみにしております。

どうもありがとうございました。

○事務局（月宮子ども企画課長） 松本先生、長きにわたりまして、札幌市の児童福祉行政にご尽力くださり、誠にありがとうございました。

続きまして加藤委員、よろしく願いをいたします。

○加藤委員 初めまして、北海道大学の加藤といいます。専門は発達心理学になって、特に思春期の問題行動について研究をしています。このたびは、松本先生の後任ということでかなり荷が重いのですけれども、私が持っている知識とか、何かお役に立てることがあれば最大限発揮していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございました。

続きまして石川委員、よろしく願いをいたします。

○石川委員 北海道警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターの所長をしております石川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして椎木委員、よろしくお願ひいたします。

○椎木委員 弁護士の椎木と申します。よろしくお願ひいたします。私の方では、児童福祉という関係でいいますと、離婚されるご夫婦やお子さんご家庭の親権ですとか、面会交流ですとか、養育費ですとか、そういったことを、離婚の調停や裁判で話し合いや審理をするという場面でサポートさせていただいたりということがあるかと思ひます。そういった経験からお力になれることがあればと思ひておひります。よろしくお願ひします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

最後に藤原部会長、よろしくお願ひいたします。

○藤原部会長 皆さん、改めましてこんにちは。北星学園短大、藤原と申します。先ほどの松本先生が長きにわたってこの会をいろいろリードしてくださった後に、私はその役割をするということは大変不安もあるのですが、このほか検証委員会など、ワーキンググループでも一緒させていただいた皆さんもいらっしゃいまして、私がそこで感じたことは、確かにいろいろな問題が、この札幌の中で子ども関係で起きてはいるのですが、常にこういった福祉部会の構成メンバーの方も、そして市役所の皆さんも、児童相談所の方も、役割があるからそれについて議論するとか、たまたま今その立場だからこの問題を論じるということを超えて、本当に札幌のために、子どもたちのために何ができるかということで大変尽力していただいているということに触れまして、私も微力ながらこの役割を務めさせていただこうというふうに思ひておひります。ふだんは障がい者の家族支援をやっておりますので、なかなかちょっと問題の観点とかが皆さんと必ずしも一致しているところばかりではないので、いろいろ教えも乞ひたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ありがとうございます。

皆様ありがとうございます。

なお、本日所用によりご欠席となった高橋弁護士より、「皆様によりしくお伝えください。今までありがとうございます」とのご伝言をお預かりしております。

それでは、ここで松本先生はご退室となります。松本先生、ありがとうございます。

○松本教授 どうもありがとうございます。それでは失礼いたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、まだ稲生委員がお越しいただひておりませんが、委員数が定足数に達しておりますので、審議を開始したいと思ひます。

初めに、本日の議題と資料について確認をいたします。

本日の議題は4件で、委員の皆様には事前に、次第、それから資料をお送りさせていただひておひります。

資料の詳細につきましては、それぞれご審議いただく際に再度確認をさせていただきま

すが、議題1の子どもの生活実態調査の調査結果最終報告書では、「札幌市子どもの貧困対策計画」改定の基礎資料として実施いたしました子どもの生活実態調査について、最終報告を行うものとなっております。

議題2の「ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループの設置」では、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の改定に当たっての意見交換の場を設けるため、有識者からなるワーキンググループの設置についてお諮りをするものでございます。

議題3の「社会的養護経験者へのヒアリング結果報告」では、児童相談所業務等の参考とするため、社会的養護の下で育った子どもなどから、一時保護所や施設等での生活や必要な支援制度等を聴取した結果について報告を行うものでございます。

最後に、議題4の「令和元年6月死亡事例に係る外部評価報告書等を踏まえた人材育成について」では、「令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」（外部評価報告書）における人材育成に関する評価結果及び今後の意見等を踏まえ、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成の検討方法等について報告を行い、今後の進め方について意見を受けるものとなっております。

次に、会議の公開、非公開についてでございますが、本日の会議は、全て公開として動画配信を行っておりまして、あらかじめ視聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。

それでは、本日の議事進行につきまして、藤原部会長にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

2. 議事・報告

○藤原部会長 それでは、ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。

まずは、議題の一つ目、報告事項「子どもの生活実態調査の調査結果最終報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) 子どものくらし支援担当課長の引地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「札幌市子どもの生活実態調査」の調査結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

最初に、今回、新たに加わっていただいた委員の方もおられますので、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

札幌市では、現在の「子どもの貧困対策計画」が、今年度、計画の最終年度を迎えますことから、次の計画策定の基礎資料とするため、昨年度、「子どもの生活実態調査」を実施いたしました。

3月に一度、部会に中間報告を行っておりますが、このほど最終的に取りまとまりましたので、本日、ご報告させていただくものです。中間報告をお聞きいただいた委員の方には、重複する部分もございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

こちらの資料は1から5まで、5種類となっております。本編・資料編は相当な分量になっておりますことと、本日は時間も限られておりますことから、主に資料1、A4横の概要版を使って簡潔にご説明したいと思います。

それでは早速、資料1、「札幌市子どもの生活実態調査報告書 概要版」をお開きください。

本調査は、「札幌市子どもの貧困対策計画」改定のための基礎資料とすることを目的として、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会、以上3つの方法により実施をいたしました。

市民アンケートの実施概要についてです。

市民アンケートは、2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の6年齢、約1万世帯を対象として、昨年10月から11月にかけて実施をいたしました。回収率は、全体で75.1%となっております。

次に、3ページ目、支援者ヒアリングですが、28の関係施設・団体、行政機関などを対象として、昨年7月から11月にかけて実施をしております。

4ページ目、座談会です。こちらは、中間報告の後、4月に、市民アンケートや支援者ヒアリングだけでは把握しにくい、若者が抱えている困難な状況を直接把握するために実施をいたしました。

児童養護施設の退所者や、生活保護受給世帯・ひとり親世帯で育った10代後半から30代前半の若者の意見を聞くことができました。

ここからは、市民アンケートの実施結果を見てまいります。

最初に、調査回答世帯の所得階層の分布についてです。資料右側の「所得階層区分について」という囲みをご覧ください。表のとおり、今回の調査では、低所得層Ⅰから上位所得層までの五つの所得階層区分に分類しております。

同じ所得でも世帯人数によって生活水準が変わりますことから、世帯人数による調整を行った「相対的貧困線」を基準として、倍率が1.0未満であれば低所得層Ⅰ、1.0から1.4倍未満であれば低所得層Ⅱという具合に五つの階層に区分をしております。

基準となる「相対的貧困線」は、等価可処分所得、世帯の1人当たりの、いわゆる手取り額の中央値の2分の1である、127万円を用いています。

なお、表の下の※印にもありますとおり、今回のアンケートは、国の子どもの貧困率等のもととなる国民生活基礎調査とは調査方法・集計方法が異なるため、国の貧困率などと単純な比較はできません。

左側の円グラフに移りまして、集計結果、所得階層の分布です。中間所得層Ⅱが26.2%と最も多く、最も所得の低い低所得層Ⅰは11.6%。次に所得の低い低所得層Ⅱは14.3%でした。

続いて6ページ目、世帯類型です。世帯をひとり親世帯、ふたり親世帯、その他世帯に分けて集計したところ、ひとり親世帯は11.1%、ふたり親世帯は87.5%でした。

また、右側の帯グラフのとおり、ひとり親世帯の49.1%が低所得層Ⅰであり、ふたり親世帯に比べて、所得がより低い方に分布をしております。

ここからは、具体的なアンケート結果について見てまいります。

まず、家計の状況についてですが、世帯全体では、「赤字で貯金を取りくずしている」「赤字で借金をしている」と回答した割合は15.5%でした。

また、ひとり親世帯のほうが、ふたり親世帯に比べて、「赤字で貯金を取りくずしている」「赤字で借金をしている」の割合が高い結果となりました。

所得階層との関係は明確で、所得が高いほど黒字傾向、所得が低いほど赤字傾向となっております。

時間の都合上、8ページは割愛させていただきます。

9ページをご覧ください。経済的な理由により、家族が必要とする食料を買えなかった経験です。なお、資料の右上に、黄色の○印をつけてございますけれども、中間報告後に集計・分析を終え、この最終報告に新たに加えたものについて、黄色の印をつけております。

この項目について、世帯全体では、食料を買えなかった経験が「あった」と回答した割合は、全体で10.6%でした。ひとり親世帯では合計で23.0%、低所得層Ⅰでは29.6%であり、他の世帯・所得階層に比べて高くなっております。

10ページ目、子どもに必要な病院受診をさせなかった経験です。こちらもひとり親世帯や低所得世帯ほど、「経験がある」と回答した割合が高くなりました。

11ページ目、病院受診をさせなかった理由を聞いております。「お金がなかった」と回答した割合は、ひとり親世帯では22.4%と、ふたり親世帯と比べて高くなっております。所得階層別に見ると、低所得層Ⅰが32.6%、上位所得層Ⅰ1.9%という結果でした。

また、「仕事で連れていく時間がなかった」と回答した割合は、ひとり親世帯で50.0%と高くなっております。

12ページ目、子どもに聞いた進学に対する希望です。「どの段階まで進学したいか」との問いに、世帯全体では、約5割の子どもが「大学またはそれ以上」と回答しております。ひとり親世帯で「大学またはそれ以上」を希望する子どもは、42.5%と、ふたり親世帯に比べて低い状況です。所得階層別に見ると、低所得層Ⅰから中間所得層Ⅰでは、「大学またはそれ以上」を希望する子どもは約4割にとどまっているのに対し、上位2層は比較的高い結果となりました。

13ページ、14ページは割愛いたします。

次、15ページをご覧ください。高校2年生の保護者に聞いた、「子どもが高校卒業後に進学する場合に、学校に行くのにかかるお金の用意の方法」です。「貯金をあてる」と回答した割合は、世帯全体で59.7%であるところ、ひとり親世帯では45.1%と低くなっています。また、所得階層が低いほど、「貯金をあてる」との回答が低くなりまし

た。

一方で、「金銭的なめどが立っていない」と回答した割合は、ひとり親世帯で16.5%、低所得層Ⅰで22.1%と、他の世帯類型・所得階層より高い結果となりました。

16ページ目、「子ども部屋の有無」です。「経済的に持てない」と回答した割合は、市松模様のところですが、全体で7.7%でした。ひとり親世帯は、ふたり親世帯に比べて「経済的に持てない」と回答した割合が高く、また、所得階層別に見ると、所得が低いほど、「経済的に持てない」と回答した割合が高くなっておりま

す。この傾向は、17ページ目、「子ども専用の勉強机の有無」についても同様でございました。

18ページ、「子どもを習い事に通わせているかどうか」についてです。「経済的にできない」と回答した割合は、全体で9.8%でした。ひとり親世帯は24.7%、低所得層Ⅰでは27.1%と、他の世帯類型・所得階層と比べて「経済的にできない」と回答した割合が高くなっておりま

す。19ページは学習塾ですが、階層間で、さらに差が開く結果となりました。

20ページ目、保護者に聞いた、「子ども・子育てについての、悩みを相談する相手について」です。回答者のほとんどに相談相手がいて、「相談する人はいない」と回答した割合は、2.5%でした。しかしながら、ひとり親世帯では、「相談する人はいない」と答えた割合がふたり親世帯と比べると高く、所得階層別に見ると、所得階層が低くなるほど、「相談する人はいない」という回答が増えており、社会的に孤立する可能性が高くなると考えられます。

21ページは飛ばしまして、次、22ページ目、「子ども食堂の利用状況」ですが、「利用したことがある」は、全体で3.0%。「利用する必要がなかった」というのが全体で76.9%でしたけれども、ひとり親世帯、低所得層Ⅰは、それぞれ61.5%、62.0%となり、他の世帯と比較をいたしまして、潜在的なニーズがうかがえるところでございます。

23ページ、「無料の学習支援」についても、同じ傾向が確認されました。

24ページです。この棒グラフは、子育てに関する各種の機関や相談窓口について、「知らなかった」と答えた人の割合を、全体、ひとり親世帯、低所得層Ⅰ世帯で比較をしたものでございます。全ての相談機関について、ひとり親世帯、低所得層Ⅰ世帯が全体を上回る結果となりました。

25ページは飛ばしまして、26ページ目、「子どもが平日に、夕食をだれと食べるか」についてです。全体では、「一人で食べる」と回答した割合は5.9%でした。ひとり親世帯の子どもは10.1%と、ふたり親世帯の子どもと比べて高く、所得階層別では、低所得層Ⅰが他の階層と比べてやや高い傾向が見られました。

27ページ、28ページは、それぞれ、子ども食堂、無料の学習支援を念頭に、ご覧のような場所があったら使ってみたいかどうか聞いた結果です。それぞれ、3割を超える子

どもから、「使ってみたいと思う」との回答がありました。こちらについては、世帯類型や所得階層の間に大きな差異は見られませんでした。

続きまして、29ページ目、「新型コロナウイルス感染拡大の、家計への影響」についてです。世帯全体では、「世帯収入が減った」21.6%、「世帯の支出が増えた」17.9%、「世帯の貯蓄が減った」13.9%でした。「あてはまるものはない」と回答した割合は、所得階層が低くなるほど小さくなり、ひとり親世帯、低所得層ほど家計へのマイナスの影響がより大きいことがうかがえます。

30ページは、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

市民アンケートの実施結果の概要は、以上となります。

それでは続きまして、31ページ、支援者ヒアリングの実施結果の概要に移ります。

アンケートによる定型・定量的な調査では把握が難しい困窮世帯特有の状況を客観的に把握するため実施をしたものですが、大きく五つの課題等が把握をされました。

まず、支援対象となる家庭の保護者が抱える課題等として、能力的な問題等により申請手続きができない、余裕がない、子どもに手が回らない、子育てのモデルがない、どこに相談してよいか分からないなどの理由で周囲に助けを求めない。問題は家族で抱え込む傾向が強く、ぎりぎりまで相談しない。相談することへの抵抗感、行政への不信感があるなどといった状況にあることが指摘をされたところでございます。

次に、子どもが抱える課題等として、学習面での遅れがある。自宅に集中して勉強することのできる場所がない。基本的な生活習慣が身につけていない。身近にモデルとなる大人がおらず、将来に夢と希望を抱きにくいなどといった状況が聞かれました。

3点目、世帯が抱える課題等として、母子世帯では、母親が働いている割合が高いものの、収入は低く、生活に困窮する例が多い。保護者の生育環境に問題があり、問題解決ができず、貧困が連鎖している。金銭管理ができず、子どもに必要なお金の確保ができない。子どもの進学タイミングでお金に困る世帯があるなどといった状況が聞かれました。

4点目、支援に当たっての課題等といたしまして、顕在化していないが、困難を抱える世帯をつなぐ先がない。相談することへの心理的ハードルが高い人をキャッチできていない。学習支援の数が少なく、利用者の選択肢が限定されている。子ども食堂の数が不足している。大学進学時の奨学金の枠が狭いなどといった意見が聞かれました。

5点目、今後必要となる支援について、次のような意見が聞かれました。相談に行くことができない人へのアウトリーチ支援の充実。窓口への同行などの寄り添い型の支援。自分の家族とは違う大人との交流、家庭ではできない体験機会、居場所づくり。誰でも利用できる居場所、学習支援の場の充実。給付型の奨学金の増。社会的養護下にある子どもの自立支援の充実。

以上が、ヒアリングで聞き取った意見の概要になります。

最後に32ページ、若者の座談会の実施結果の概要です。

アンケートや支援者ヒアリングだけでは捉えられない若者が現に抱えている困難な状況を把握するために、座談会形式で若者から話を聞きました。出された意見は、大きく三つです。

まず、居場所、相談・支援機関を求める意見です。

自立して生きていくためにも、孤立しないことが重要。居場所、相談先として機能して、今後の選択肢を与えてくれる場所が必要。小学生から高校生まだが安心して勉強やスポーツができて、モデルとなる大人がいる居場所が必要。不登校、ひきこもり、家庭の問題などをLINEで気軽に相談できる仕組みがあるとよい。

次に、経済的な支援を求める意見です。

高校の義務教育化。大学・専門学校の学費ももう少し下げてほしい。お金がないという理由で、やりたいことが妨げられない社会になってほしい。

最後に、特別な支援を求める意見です。

児童養護施設出身者は、奨学金等で学費・生活費は賄えるものの、突発的な支出には足りず、アルバイトをする必要がある。また、金銭管理の感覚を身につけるのも難しい。施設退所後に、失敗した人が頼ることのできる、手助けコーナーのような場所があるとよい。

実態調査の最終報告は、以上となります。

それでは、続きまして、資料の2、A4縦長の資料の2の方をご覧くださいと思います。

これまで見てまいりました調査結果から把握された現状につきまして、主立ったものを挙げております。細かな部分は、今後さらなる把握が必要かと思えますけれども、本日のところは、一旦の大きな捉えとしてご確認いただければと思います。

まず、「困窮をもたらす多様な影響」です。

所得の格差は、家計への直接的な影響だけでなく、必要な病院受診を控えた経験や、教育資金の準備状況など、健康面や教育面などにも大きな影響を与えていることが確認されました。

また、ひとり親世帯の約半数が低所得層Iに該当し、支援者ヒアリングでは、母子世帯においては、母親が働いている割合が高いものの、収入は低く、生活に困窮する例が多いという意見も聞かれました。

次に、「支援が届いていない・届きにくい世帯（社会的孤立傾向にある世帯）」についてです。

ひとり親世帯・低所得世帯ほど、悩みを相談する相手がいないことに加えて、相談機関や窓口、各種のサービスを知らない割合も高く、社会的に孤立している傾向にあることが確認されました。

支援者ヒアリングでは、困難を抱える世帯の中には、生活が破綻するぎりぎりまで周囲に助けを求めず、相談することに抵抗感・不信感がある方もいるという意見が聞かれました。

3点目、「子どもの学習環境・進学機会や、体験活動の格差」です。

子ども部屋の有無や学習塾利用等の学習環境に所得階層ごとの差異が見られました。将来の進学希望も、ひとり親世帯・低所得世帯ほど低い傾向にあり、お金の準備について、「金銭的なめどが立っていない」と回答した割合が高くなっております。

習い事等の体験機会も、ひとり親世帯・低所得世帯ほど、「経済的にできない」と答えた割合が高くなっていることが確認されました。

4点目、「子どもの孤立、将来のモデルの不在、子ども・若者の居場所の不足」です。

特にひとり親世帯において、子どもが平日の放課後を一人で過ごす、夕食を一人で食べると答えた割合が高い結果となりました。

支援者ヒアリングでは、困窮世帯ほど、基本的な生活習慣が身についていない。身近にモデルとなる大人がおらず、将来の展望を抱きにくいといった意見が聞かれました。

若者の座談会では、居場所・相談先として機能して、今後の選択肢を与えてくれる場所が必要という意見が出されたところでございます。

それでは、最後に資料3、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」策定スケジュール(案)についてでございます。

まず、資料の一番下をご覧いただきたいのですが、「子どもの貧困対策計画」は、札幌市のまちづくりの基本的な指針、総合計画であります「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の分野別の個別計画という位置づけになっているところです。

上位計画に当たります「まちづくり戦略ビジョン」は、現在、第2次ビジョンの策定に向けて審議中であり、次年度、令和5年度に「戦略編」を策定する予定です。

この上位計画との関係を考えますと、私たちの計画も、上位計画と改定のタイミングを合わせて連動させることが、具体的で実効性を持った計画とする上で効果的と考えられます。

このため、「子どもの貧困対策計画」も、検討作業には今年度中に着手をいたしますけれども、策定、完成時期は、令和5年度中としたいと思っております。

ここからは、今後の具体的なスケジュール案をお示ししたいと思います。

まず本日、「子どもの生活実態調査」の最終報告をさせていただきました。今年度はこの後、8月から9月の間に現計画の前年度の実施状況をご報告させていただきます。

その後、事務局の方で、今回の実態調査の結果や、前年度までの取組状況、皆様のご意見などを踏まえまして課題を整理。その上で骨格案を作成し、市役所内部の会議でもんだ後、年末から年明け頃を目途に、この部会に骨格案をお諮りできればと考えております。

そこで頂戴したご意見を踏まえまして、年度末から次年度にかけて素案の作成作業に入り、次年度、上位計画である「まちづくり戦略ビジョン」の策定の動きも見ながら、本計画の素案・最終案を部会でご審議いただきたい、このように考えているところでございます。

大変長くなりましたが、私からのご説明は以上となります。

○藤原部会長 引地課長ありがとうございました。大変丁寧に、かつポイントを押さえて説明していただきました。ありがとうございます。

結構資料が、まず膨大ですので、まず皆さんの中で、この資料の説明等に対してご質問、ご不明な点がありましたら先にお願いたします。

Z o o m上ではありますが、挙手でも結構ですし、あるいはマークをしていただいても大丈夫ですが。

それでは、質問を受けつつ、ご意見なども併せて頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

資料全体も非常にボリュームがあるものですので、事前にお送りはいただいているのですが、なかなか目を通すのに時間がかかっているかなと思います。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) もしこの場でなければ、後日、事務局のほうに何でも気軽にお問い合わせいただければ、ご対応することも可能でございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。今、引地課長のほうから、ちょっと今すぐこの場でというご質問、あるいはご意見がなければ、また後日、事務局にお問い合わせいただいても結構ですし、今日のまた会議の間にお気づきの点がありましたら、最後にご発言いただいても結構ですが。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に今ご意見、ご質問がなければ。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) また、後ほどもしあれば。

○藤原部会長 後ほどということですね。一応ここで今ご説明いただきましたので、このご報告を踏まえて、今後、子どもの貧困対策計画、先ほどのスケジュールもご提案ありましたけれども、それに基づいて進めていくということになるかと思いますが、その点に関しては、細部のいろいろなご質問は大丈夫だと思うのですが、全体方向としてはよろしいでしょうか。

どうぞ、北川さん。

○北川委員 これからスケジュールを立てて、対策計画を立てるということなのですが、少しだけちょっとイメージというか、対策計画の方向性みたいな、柱を教えてくださいましたらと思いました。よろしく願いたします。

○藤原部会長 ありがとうございます。これは、いいですか、課長さんをお願いして。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) それでは、事務局の方の今の考えなのですが、まず、柱、骨格案につきましては、本日、最終報告をご報告させていただきましたことに併せて、またこの後、8月から9月にかけて、前年度の取組状況も皆様に点検をしていただきまして、そこでご意見を頂戴したものを踏まえて、資料の3のスケジュールにあります、今年度の12月から1月ぐらいにかけて、事務局としての腹案をまとめまして、皆様にご審議をいただきたい、このように考えております。

○藤原部会長 ありがとうございます。この資料3にも書いてあるのですが、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」というのと抱き合わせる部分とかもありますので、それと

並行して議論をして、令和5年度中に策定を完了させるという計画というふうに思います。

北川委員いかがですか。

○北川委員 内容とかの方向性に関しては、これからという感じなのですね。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) はい。これから検討を始めてまいります。

○北川委員 私も実際、中学生とか小学生とか、困り感の高い家族とか子どもと接することが多いのですけれども、この中で、やっぱりモデルとなる大人がいないということが、ざっと見させてもらった概要の中にもあったのですけれども、札幌市は、すごく大きい大都市なので、コミュニティーをどんなふうに捉えて、そこにモデルとなるような大人がいるというよりも、コミュニティーがうまく形成されにくい大都市なのかなと思っています。その辺も含めて、札幌市ならではのきっとこの計画が立てられる、大都市ならではの計画になるのかなと思って聞いておりましたけれども、そういう方向性もありますか。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) 今、ご発言いただいた部分は大事な視点だと私どもも思っておりますので、この後の計画の策定作業に当たっては、そうした観点も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○北川委員 よろしくをお願いします。

○事務局(引地子どものくらし支援担当課長) ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

関連して、ほかに質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。またこの会議中にお気づきの点などありましたら、ご指摘いただきたいと思えます。

それでは、今のことも踏まえまして、今後、子どもの貧困対策計画の審議を、先ほどのスケジュールに基づいて進めていくという方向性をご確認させていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題1はこれで終了です。

事務局交代いたしますので、少しお待ちください。

続いて、議題の二つ目です。審議事項は「ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループの設置」について、まずは、事務局の方から説明お願いいたします。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) よろしくをお願いいたします。子ども未来局子育て支援課の中村と申します。私のほうから、「ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループの設置」について、ご説明をさせていただきます。

今年の3月に開催をいただきました「子ども・子育て会議」において、ひとり親家庭等自立促進計画の改定に係るワーキンググループの設置についてご了承いただいたところでございますけれども、改めまして、計画の概要について簡潔にご説明させていただいた上で、本日につきましては、ワーキンググループの委員候補についてご審議をいただきたいと存じております。

最初に、本計画の概要についてご説明をさせていただきます。

お配りしている資料、二つございまして、資料1の方を最初にご覧いただけたらと思います。資料の方は大きく分けまして、左側に現行計画の概要について、向かって右側の方に改定に関する内容について記載をしているものでございます。

それでは、1番、第4次自立促進計画の概要についてということで、この計画の目的と位置づけについてご説明させていただきます。

まず最初に、この計画につきましましては、困難を抱えるひとり親家庭等への総合的な支援を推進するために策定しているものでございます。

計画期間としましては5年間で、現在の第4次計画につきましましては、平成30年から令和4年度末までのものとなっております。

また、計画の位置づけとしましては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、こちらの法律の規定ですとか、国が5年ごとに定める「基本的な方針」に基づき策定をしているものでございます。

また、札幌市における「まちづくり戦略ビジョン」ですとか、子ども未来局の「子ども未来プラン」など、こうした様々な計画とも連動した計画となっております。

計画のもう少し具体的な中身になりますけれども、(2)番の施策の展開についてですが、基本理念に「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」を掲げまして、「子育て・生活支援の充実」ですとか「就業支援の充実」などの、こうした五つの基本目標を立て、さらに基本目標ごとに基本施策及び具体的な事業について展開をしているものでございます。

具体的な事業としましては、例えば、区役所において相談窓口を設置しておりますことや、ひとり親家庭支援センターでの就業支援、また、資格の取得を後押しするための給付金事業などを行っているところでございます。

このほか、計画の策定の際には、市民アンケートによる実態調査を行いまして、課題の整理等を行っているところでございます。

続きまして、向かって右側の第4次自立促進計画の改定の部分でございます。

まず最初に、改定の方向性としまして、今回の改定におきましては、現行の第4次計画の期間を2年間延長する、そういったことをさせていただきまして、令和6年度末までのものとさせていただきたいと思っております。

改定の内容といたしましては、基本理念等につきましましては、現行のものを維持しつつも、新たな課題ですとか取り組むべき事業につきましましては、整理を行っていきたいと考えております。そして、令和5年度の秋頃、こちらをめどに完成の方を進めてまいりたいと思っております。

また、国の施策との連動ということで、今回2年間の改定におきましては、令和7年度からの次期計画の策定時におきまして、国が定める基本方針との期間のずれを解消したいというふうに考えておるところでございます。また、国の施策といたしましては、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設されるという予定になっておりますので、こうしたこと

につきましても、今回の改定においてしっかりと考慮してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、昨今の社会環境の変化ということで、新型コロナウイルス感染症の影響など、こういった課題への対応についても取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画の位置づけといたしましては、今回の改定において、先ほどもありましたけれども、次の「まちづくり戦略ビジョン」、こうしたものの方向性を踏まえた検討を行ってまいりたいと考えておるところです。また、次期計画におきましては、「さっぽろ子ども未来プラン」、こうしたものとも計画開始年度を合わせ、効果的に施策の連動を図ってまいりたいと考えておるところです。

今回の改定の進め方に関しましては、3月にもご説明させていただきましたが、意見聴取を行う協議体、こちらワーキンググループになりますけれども、ワーキンググループを設置させていただきまして、実態調査のための市民アンケートを行いたいと考えております。

ワーキンググループの設置に関しましては、資料2の方で改めてご説明させていただきます。

また、アンケート調査につきましては、この計画の成果指標に関連する質問項目を基本に、ひとり親家庭における生活状況ですとか就労状況について確認するための設問を検討してまいりたいと考えておるところです。

また、児童福祉部会において、今年度、母子生活支援施設の在り方検討、こちらの方をさせていただき予定としております。母子生活支援施設の現状ですとか課題を整理させていただいて、今後求められる機能等について今後検討してまいる予定でございます。こうした検討結果につきましても、今回の計画の改定において反映させてまいりたいと考えております。

最後に、改定のスケジュールになりますけれども、令和4年度におきましては、ワーキンググループの設置後に、アンケート調査や課題の整理について、皆様からご意見いただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、令和5年度につきましては、「まちづくり戦略ビジョン」や「母子生活支援施設の在り方検討」等の内容を踏まえながら実際の事業の検討を行いまして、令和5年度の秋頃を目途に、子ども・子育て会議において、改定版についてお示しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、資料2の方をご覧ください。作業ワーキングの候補者名簿になります。

候補者の方につきましては、まず児童福祉部会から、藤原部会長、また、臨時委員の方としまして、母子生活支援施設もいわ荘の猪狩施設長と、北海道労働局職業安定部職業安定課から村山課長補佐、また、児童福祉部会の方から加藤委員、椎木委員、箭原委員、大場委員の計7名の方をお願いしたいと考えております。

最後、改めてになりますけれども、本日におきましては、この作業ワーキングの委員の

方、こちらの候補者名簿について、この方にすることについてご審議いただけたらと思います。

説明は以上になります。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、資料1、そして今、出ましたのが、委員の候補者名簿の資料2というのがあります。どちらからでも結構ですので、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大場委員お願いします。

○大場委員 ありがとうございます。ちょっと確認ということなのですが、ひとり親家庭等自立促進計画という、これから改定をしていくに当たって、現在、妊娠されている方で、ひとり親になるという見込みのある方も、この自立促進計画の対象として考えていくのかどうか。今、産前産後の支援センターの問題なども出てきているわけですね。そうすると、実際にひとり親になった方に対して、その後の支援ということでは検討されるのですが、ひとり親家庭になる、そういう見込みのある方についても、やっぱり支援の対象として考えていく。このことは、母子生活支援施設の機能など、そういうところにも関連してくると思うのですね。その辺まで視野に入れて計画をつくっていくのかどうかということ、確認ということで、お話しさせていただきました。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。この点に関して、もしあればお願いします。

○事務局(江積子育て支援課長) 子育て支援課長の江積でございます。お世話になっております。

ただいまご質問いただきました件につきましては、今回、この計画の検討と併せて、母子生活支援施設の在り方についても検討するところで、その中でも、今お話をいただいたような産前産後への対応ということも検討していくことを念頭に置いているわけでございます。ですので、この計画の中でも、そこを踏まえた上で、検討、改定を考えていきたいと思っております。

以上です。

○藤原部会長 大場委員よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○加藤委員 加藤です。1点、アンケート調査についてちょっと質問なのですが、成果指標と書かれているのですが、具体的にどういうものを成果とみなすのかということが、今、現時点で分かれば教えていただきたいのと、ということは、調査を、成果を見るためには多分2回とか、複数回やることになるのかどうかということ、ちょっと教えていただくとありがたいなと思います。

○藤原部会長 加藤委員ありがとうございます。では、現時点で何か想定されているアンケートの方法とか、ありましたらお願いします。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) 今回の資料の方に記載はしていなくて大変

恐縮なのですが、第4次の計画におきまして、幾つかの成果指標の方を設けさせていただいております。例えば、母子家庭、父子家庭において、今後の生活に不安のある方の割合ですとか、子どもに対して悩みを持っている方の割合、こういったものを現計画において成果指標として定めております。この成果指標の評価についてが、アンケートしないとはっきり評価できない部分がございますので、まずそういったものを確認するための項目について設けたいというふうに考えておるところでございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。加藤委員、何か追加でありましたらお願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。ということは、4次のときの調査と同じものを取って、比較してということなのですかね。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) そうです、はい。そこの設問を基本に考えております。

○加藤委員 札幌市としての平均としてどうなったかみたいなことを比較していくということになると。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) まず、その設問は設けた上で、あとは現在の状況を踏まえて、ほかの質問についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 よろしいですか。そのほかありましたらお願いいたします。

北川委員どうぞ。

○北川委員 先ほど大場委員もおっしゃっていましたが、ひとり親家庭の支援となると、やはり妊娠期からひとり親家庭になるということが分かっている方もいらっしゃいますし、実際、うちの法人でやっている、にんしんSOSなんかでもそういう相談や、居場所に住んでいる妊婦さんなんかも、必ずお母さんが育てていかななくてはいけない、一人でという状況とか、特別養子縁組に出す場合もあるのですけれども。やっぱり妊娠期からの、どうひとり親になる可能性がある方を支えていくかということは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

○藤原部会長 ご意見ということで。

札幌はあれですけれども、他の都道府県だと、母子生活支援施設で妊娠期から既に利用できるというような、そういうふうに展開しているところもありますので、十分これからの計画の中には盛り込める観点かというふうに思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○椎木委員 椎木です。1点、ご質問よろしいでしょうか。ここでひとり親とされている定義なのですけれども、離婚協議中で、まだ離婚成立前で、夫婦が別居してどちらかにお子さんがいるみたいな、そういうケースというのは、この中に含まれるということになるのでしょうか。それとも、対象外ということになるのでしょうか。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) ひとり親家庭の定義につきましては、基本

的には、法律の母子及び父子並びに寡婦福祉法、こちらに規定されている定義に基づいて、ひとり親家庭のほうを特定されているところでございますけれども、実際の運用においては、ケース・バイ・ケースのところがございますので、そういったところは、実際の法律の立てつけにとらわれず、現在においては事業の展開等させていただいているところがございます。

○藤原部会長 例えばDVで、なかなか離婚まで成立していないのにもう何年もたっているとか、そういう方が、例えば母子生活支援施設利用できないかと言われたら、そういうこととも限らずに支援されることとかもあるので、今の回答としては、定義は法律に基づいているけれども、運用は必ずしもその法律に縛られているわけではないので、これらを計画する段階でも、そこまでの含みがあるということでもよろしいですか。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) そうです、はい。ありがとうございます。

○藤原部会長 どうぞ。

○椎木委員 ありがとうございます。そうですね、厳密に離婚が成立前で、なかなか離婚まで結びつかず長くかかっているというケースが結構あるので、そういうところにも支援が行き届くといいなというところに、配慮のある計画だとありがたいと思ってのご質問でした。ありがとうございます。

○藤原部会長 椎木委員ありがとうございます。

○事務局(中村子育て支援課子育て家庭係長) 1点補足で、例えば、今、養育費確保の支援事業というのをやっておりますけれども、こちらの事業につきましては、離婚する前の方でもご利用いただいていると、そういった事業もございますので、個別の事業ごとに検討してまいりたいというふうに考えております。

○椎木委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、ないようであれば、資料の2の方に、ワーキンググループの委員候補者名簿というのが提案されていますが、これについて、ご異論等ありましたらお願いしたいと思います。

特にないようであれば、この提案のとおり、自立促進計画作業ワーキンググループというのを発足する、そして、このメンバーの方に臨時委員も含めてお願いするということがよろしいでしょうか。

そうしましたら、計画の改定についてと、そのスケジュール、そして作業ワーキンググループの発足、構成メンバーについて、このような形で進めさせていただくことになりましたが、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、これで、議案の2を終了させていただきたいと思います。

では、四つのうち二つが終わりましたので、ちょっと休憩を取りたいと思います。今、15時11分がパソコン上の、こっちは13分になっていますので、では、10分ぐらい

でいいですか。

では、25分から開始をさせていただきたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(休憩)

○藤原部会長 それでは、再開したいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

議題の三つ目、報告事項「社会的養護経験者へのヒアリング結果報告」について、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（山形地域連携課長） それでは、児童相談所地域連携課長の山形でございます。

議題3の報告事項、社会的養護経験者へのヒアリング結果でございます。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

資料1「社会的養護経験者へのヒアリング結果」と書かれたA4縦型の資料。次に、資料2「社会的養護経験者へのヒアリング結果と今後の対応方針（案）」と書かれたA3横型の資料。それから、情報を組み合わせますと個人が特定されてしまうということから、非公開とさせていただきますが、資料3「社会的養護経験者へのヒアリング結果（詳細）」と書かれたA4縦型のホチキス留めした資料。以上3点となりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは、資料1「社会的養護経験者へのヒアリング結果」をご覧ください。

このヒアリングは、児童養護施設や里親など社会的養護の下で育った方々から、一時保護所や施設、里親の下での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援などについてお話を聞かせていただき、児童福祉施策や児童相談所業務の参考にすることで、令和元年度から実施しております。

毎年3名の方にご協力いただいておりますが、昨年度、こちらの部会にご報告させていただいた際に、「対象が少ないと個人の特定につながる危険性がある」「もっと多くの声を聞くべき」と、そういったご意見をいただいております。

そこで、今年度につきましては、対象者を8名に増やしております。児童の権利擁護の観点から、弁護士資格を有する当所の法務担当課長がお話を聞かせていただいております。

ヒアリング結果ですが、主に4項目についてお聞きし、その内容につきまして、資料2でご説明させていただきたいと思いますので、ご覧ください。

資料2は、左半分にヒアリング結果として「良い点」と「課題等」を挙げておりまして、右半分に「既存の対応や制度」「今後の対応方針(案)」について記載してございます。

まず「①一時保護所の環境や職員の対応」についてでございますが、生活ルールに対する意見が多く挙げられております。これまでの対応に加え、一時保護所以外の職員による一時保護所の体験実習を実施し、一時保護している児童の生活の様子を直接確認しながら、一時保護所以外の職員の視点からのフィードバックを行っているところでございます。

次に「③施設の生活や施設職員の関わり方」についてでございますが、施設職員や里親との関係が良好だったということが分かる一方、措置が解除された後の生活を心配する声がありましたので、措置解除後の生活について相談支援する「生活・就労相談支援員」の

活用を促すために、施設はもちろん、里親に対しても改めて支援制度を周知してまいりたいと考えているところです。

「④権利擁護の状況」についてでございますが、意見表明の機会について十分な理解が得られていない面がございますので、「子どもの権利ノート」をより子どもに分かりやすい内容に改訂する、そのほか、今年度は児童相談所として専門機関による第三者評価を受けることで、権利擁護も含めて相談者の業務改善に努めてまいりたいと考えております。

「⑤その他」として、主に自立支援についてもヒアリングを行いました。ここでも施設を退所して一人暮らしすることに対する不安の声が挙がったほか、措置解除後も意見交換や相談できる場の設置について求める意見がございました。

これにつきまして、自立への不安を軽減していけるよう社会的養護自立支援事業の支援メニューの一つであります「一定期間一人暮らしを体験できる支援」、そうした制度の活用を促すほか、令和6年度に施行される児童福祉法の改正を見据えまして、引き続き支援体制の整備を検討してまいりたいと思います。

ヒアリング結果につきましては以上になりますが、冒頭申し上げましたとおり、お配りした資料3「社会的養護経験者へのヒアリング結果（詳細）」のものは、実際にヒアリングした内容について網羅したものでございますが、個人が特定される可能性もありますことから、こちらの資料については委員限りで非公開としておりますので、お取扱い、本会におけるご発言の際にはご留意いただけるようお願いいたします。

このヒアリングについては、今回8名ということで、社会的養護経験者の全体では一部ではございますが、貴重なご意見として受け止め、来年度以降も継続的に実施し、児童が感じていること、考えていることを把握し、児童福祉施策に反映させていきたいと考えているところでございます。

「社会的養護経験者へのヒアリング結果」につきましては、以上になります。よろしく申し上げます。

○藤原部会長 山形課長ありがとうございました。資料3については、言及しないということでご確認をいたします。

それでは、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

北川さん、どうぞ。

○北川委員 項目なのですけれども、やはり施設と里親というところでは、かなり違いがあると思いますので、あと本人がやっぱり特定されるというところで、はっきり分けるわけにはいかないと思うのですけれども、例えば、ここだと③だと、施設生活、施設職員としか書いていないので、例えば施設生活・里親とか、施設職員か里親とか、里親という言葉もやっぱり入れる時代なのではないかなというふうに思ったのですけれども。里子のヒアリングもしていますよね。いかがでしょうか。

○事務局（山形地域連携課長） ヒアリング自体は、もちろんどこの施設、里親というふうに切り分けして、中身も整理しているところですが、こちらの資料の取りまとめに当たっ

ては、今、北川先生からいただいた意見を踏まえて、来年度少し整理したいと思いました。

○藤原部会長 北川委員よろしいですか。

○北川委員 来年度からなのですね。

○藤原部会長 これの整理はこのままというニュアンスですか。今のご説明、山形課長のご説明は、これはこのままという。

○事務局（山形地域連携課長） 案なので、それではじゃあ、必要な修正を加えられれば。

○北川委員 せっかく里子にも聞いたものですので、施設だけみたいな印象が、もちろんここに里親とは書いているのですけれども、項目の中では里親も施設に含まれるのみたいな感じにちょっと見えてしまうので、できれば、里親・施設生活とか、それぐらいがいいのですけれども。

○事務局（山形地域連携課長） 分かりました。それでは、表現について検討して、必要な修正を加えます。

○北川委員 すみません。よろしくお願いします。

○藤原部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

大場さん、どうぞ。

○大場委員 ありがとうございます。ヒアリングの関係で、すごくやっぱり大事になってくるのが、権利擁護の状況のところなのですが、今、児童養護施設の職員研修の中でも実は取り上げており、意思決定支援というところがすごく大きな課題になってくるのですが、障がい者の場合にも同じことが言えると思うのですが、意思決定支援をする前に、意思形成支援をしていかなければ意思決定支援につながらないと思うのですね。自分の意思をどう持つか。こういう考えを持っていいんだよ、こういう思いを持っていいんだよという意思形成支援と意思表示支援ができて初めて意思決定支援ができると思うのですね。ですから、その権利擁護というときに、意見箱とかいろいろな方法としては、意思表示としてはあるのでしょうか、自分自身の考えを持っていいんだよ、それを表していいんだよ、そういう支援は、やっぱり当事者に、社会的養護の場にいるときに、そういうことがなされたという思いがあるのかどうか、その辺はぜひ聞いていただきたいなど。今後ということになるかも分かりませんが、私は、何を聞いていいか分からないということで、卒園した後、就職しても、進学しても、こんなことを言っているだろうか、自分の意思の形成と自分の意思の表明がある程度確立されていて意思決定ということの支援が形のあるものになるのかなと思ったものですから、ぜひ、その辺は当事者に対してのアンケートの中で深掘りしていただくとありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局（山形地域連携課長） ありがとうございます。今ご意見いただいた意思形成、意思表示、意思決定ですね。意思決定に至るプロセスというのも我々重視しながら、ヒアリングに努めたいと思います。

以上です。

○藤原部会長 どうぞ、お願いします。

○稲生委員 里親会の稲生です。今、大場委員から大変大切なポイントをおっしゃっていただいたと思ひまして、感謝をしております。あわせて、経験から申しますと、「あなたの意思を表していいんだよ」と言われることが怖くて、意見表明の自由があることによって、精神的に追い詰められてしまう子どももいます。それまで親の強い管理の下にあつて、自分の意思を表明することが全くできないで育つた子どもたちもありますので、私どものところに来て、自分で考えて自分で決めればいいんだよと言われること自体、それ自体が怖いのです。意思決定に至るプロセスも大事だと思います。非常に微妙なところがあつて、その辺までの配慮が必要だろうというふうに考えます。

以上でございます。

○藤原部会長 稲生委員ありがとうございます。今の件についても加味していただくということで、配慮といいますか、よろしいでしょうか。アンケート、ヒアリングのときにですね。

○事務局（山形地域連携課長） そうですね、意思形成に至るまでの、そもそもの個の尊重というか、自信を持っていろいろなことに受け答えできるような、そういう働きかけに、そちらにも努めていかなければいけないなというふうに考えたところです。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。箭原委員ですね。

○箭原委員 札母連の箭原です。どうも。よくこの児童福祉部会で北川先生が、アドボケイト、これからどんどん必要になるというところを言っていたいておりますので、職員に対してのアドボケイトの浸透とか教育、そういうものも項目の中にあると、大場先生がおっしゃったように形成とか表明とか、そこに寄り添う職員が育つのではないかと思うので、入れていただくとありがたいと思います。

○藤原部会長 ご意見ということで、山形課長いかがですか。

○事務局（山形地域連携課長） この後、職員の人材育成の話もご説明させていただくのですが、もちろん研修の項目に、先生が今おっしゃったようなアドボケイトというものも入れて、職員もそういった視点をしっかり持って、子どもと接すること、子どもにいろいろな意見を、意思決定に至るまでの働きかけをできるようにしていきたいと、そういうふうに考えました。

以上でございます。

○藤原部会長 今回のヒアリングの結果、あるいは今後のヒアリングの在り方ということだけではなくて、もうちょっと幅広い観点からのご意見もございましたので、その点はお含み置きいただきたいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。

北川さん、どうぞ。

○北川委員 権利擁護のところ、最後のあたりが、どうしても児童養護施設の運営指針だとか、定期監査とかってなっているの、里子の意見としては、話を聞いてもらえたというのが多かったのかもしれないのですけれども、今後、家庭養護が広まっていく中で、やっぱり家庭養護の課題というのが出てくると思いますので、今後の在り方の中に、家庭養護で育てている子どもの権利というか、意思をどんなふう形成していくか、守っていくかということの方向性なんかは1行ぐらいあったらいいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（山形地域連携課長） 今後の対応方針のところですが、そうですね、項目として、先生のおっしゃるような家庭養護というものが盛り込めるかどうか、ちょっと検討したいと思います。

○北川委員 よろしくお願ひします。

○藤原部会長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

どうぞ。加藤委員お願ひします。

○加藤委員 今の権利擁護とつながると思うのですけれども、上から二つ目のところで、一時保護の理由とか施設に行く理由を説明してほしかったというところがあって、その対応のところ、分かりやすく説明するよう一層努力するとなっているのですけれども、そもそも説明があったのか、なかったのかというレベルと、もう一つは、分かりやすさ、分かりにくさみたいなレベルがあると思うので、できれば、必ずやっぱり、どういう理由で行ったのか、来たのかということとかを説明してもらおうということとか見通しを与えてもらえるということが、自分から何か質問してみようとか、聞いてみようということにつながると思うので、できれば、理由を説明するというのは多分やらなければいけないことだと思うので、それを確実にした上で分かりやすさを追求するみたいな表現にしてもらった方が、より親切なのではないかなというふうに思いました。

○藤原部会長 ありがとうございます。山形課長の方からコメントありますか。

○事務局（山形地域連携課長） この課題には、理由を説明してほしいと。一時保護所から施設に行く際は、もちろん丁寧に説明していますが、なかなか本人的にも環境が変わるということで動揺があったりして、ちょっとなかなか、ここで言っているような理解というか、届いていない面があったのかなというふうに思っています。

もちろん分かりやすく、本人が理解できるような説明というのを我々がまず実践しなければいけないのだということですので、今のご指摘のとおり、分かりやすさというのは十分配慮していかなければいけないと思ひました。

以上でございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。子どもさんたち頑張ってヒアリングに答えてくださったことだと思いますので、それが課題として浮き彫りになったことに関してどうするかということに関しては、引き続き、この場でもそうですけれども、検討課題かなという

ふうに理解しました。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。稲生委員お願いします。

○稲生委員 里親家庭のことがなかなかここに表現されていないと思いますけれども、施設と違って里親家庭というのは、一人もしくは二人の養育者がそこにいて、子どもを養育していくわけで、一般の家庭がそうであるように、基本的には密室なのですね。ですから、権利擁護ということについて言いますと、養育者の側では、よく子どもの権利擁護しているという認識で育てているとしても、客観的に見るとどうなのかということがあったり。お子さんが、子どもの権利をよく守られたと表現していて、あるいはまた、守れなかったと表現していても、なかなかそれは狭い世界での理解のことになってしまいかねないということがあると思うのですね。基本的には、里親家庭がお互いによくつながることができるという条件がないわけですね。これを何とかつくり出す、支援するという方法がないと、里親家庭における子どもの権利擁護というのがあまり進まないのではないかとこのように考えています。

里親家庭というのは、基本的には一般の家庭と同じで孤立しています。それをつなげていくのが里親会ですが、これは里親会の力だけではできないのですね。なぜかという、みんな子育てをしていて時間も何もありません。つながり合うだけの余力がないのです。それが実際の姿ですがね。それを、そこを支援するということをしなければ、子どもの権利擁護の問題も見えにくいし、確立していくのも難しいかと、こういうふうに思います。

以上です。

○藤原部会長 ご意見いただきましてありがとうございます。これに関しては。もし何かありましたらお願いします。

○事務局（山形地域連携課長） 貴重なご意見ありがとうございました。里親家庭が孤立しない、つながる、横のつながりというようなご指摘だったと思うのですが、我々も里親会をはじめ、里親さんへの研修だとか、いろいろな面もございますので、ご指摘を踏まえて、やっぱり横のつながり、孤立しないということは本当に念頭に、様々なやっぱりアプローチをしていかなければいけないなと思った次第です。今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、まだもう一つ議案もありますので、特になければ次に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

活発なご議論ありがとうございました。

重複しますが、資料3についてのお取扱いについては、先ほど来ありますように非公開ということですので、これを徹底するべくよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、議題3は終了させていただきます。

○事務局（山形地域連携課長） どうもありがとうございました。

○藤原部会長 ありがとうございました。

では引き続き、議題4の令和元年6月死亡事例に係る外部評価報告書等を踏まえた人材育成について、事務局からの説明をお願いいたします。

○森本相談判定二課長 児童相談所相談判定二課長の森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の説明で使用する資料の確認をまずさせていただきます。一つが、A3資料で、「「令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」を踏まえた人材育成について」でございます。もう一種類が「検証報告書の提言を踏まえた一般事務（福祉コース）育成方針（案）【概要】」、A4物。この福祉コースの育成方針関係はこのほか、A3の「一般事務（福祉コース）キャリアラダー（案）」「一般事務（福祉コース）職員個人の年間育成計画書（案）」「一般事務（福祉コース）研修手帳（案）」がございします。全て皆様のお手元に届いておりますでしょうか。

ありがとうございます。お時間も押しておりますので、ポイントを踏まえてご説明させていただきます。

まず、令和元年6月死亡事例に係る、いわゆる外部評価報告書を踏まえた人材育成についてでございます。A3資料の方をご覧ください。

各先生方、ご存じのこともあるかと思いますが、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料左上、1番、外部評価報告書における人材育成に関する評価結果でございます。

1の（1）、人材育成に関する評価結果については、資料記載のとおり、子ども虐待防止には専門性が必要であることを札幌市として自覚した上で、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員」の育成体系（育成ビジョン）を作成し、札幌市の中にいかに専門職集団を形成していくのかを検討する必要があるというご指摘をいただいております。

（2）今後の取組（人材育成）に対する主な意見を記載しております。

一つ目の丸が、常設委員会での育成体系（育成ビジョン）、キャリアラダー、スーパーバイザー養成等の検討が必要。

二つ目、育成体系（育成ビジョン）に基づいた研修体制（職員個人の年間育成計画、OJT、Off-JT、多職種合同研修など）の整備が必要。

3点目はその他として、自己研鑽支援等の意見をいただいております。

2番目、育成対象となる職員の範囲を図示をしております。

赤色の点線の囲みの中が子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の範囲でございますが、児童相談所や各区保健センターの家庭児童相談室の職員のほか、保健師、保育士、生活保護等の子どもの虐待防止に関する職務に従事する職員は、非常に幅広い職員になってございます。これら職員の中で共有する考え方や育成の方向性、方針を検討しなくては

ならないというご提言でございました。

次、資料左下3番、人材育成に関する検討方法等でございます。

札幌市としては、一つ目の丸に記載いたしました、外部専門家も加え、庁内関係部局を検討主体とした子ども虐待防止に係る職員の人材育成に関する常設委員会を設置をして、部局横断的な検討の場といたしたいと考えております。

この常設委員会については、28年9月の第3回目の検証報告、そして令和2年3月の第4回目の検証報告でも、研修内容と体制を検討するために設置すべきであると提言いただいていたものでございます。

資料に戻りますが、「また、」以下です。職員育成ビジョンの理念や関連する各種取組は、市長が本部長となっている児童虐待防止対策推進本部会議においても共有をしていきます。

二つ目の丸。外部専門家は、複数分野の学識経験者などに依頼をし、テーマや必要性に応じて、各専門的見地からの意見・助言を受けることを想定しております。

三つ目の丸。常設委員会における外部専門家の意見・助言に加え、本日の児童福祉部会場の場においても検討状況等を随時報告し、審議をいただきたいと考えております。

四つ目の丸です。常設委員会において、個別の人材育成方針を全体で共有しながら、複数部局による多職種合同研修を検討・実施をし、また、各部局における研修計画や事業実施方針などにもビジョンの内容を反映させるなどして、札幌市全体で一体的な人材育成を促進していきたいと考えております。

右側をご覧ください。

4、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成の全体像、イメージ図でございます。

大きな三角形、ピラミッド様の資料を作っておりますが、一番上段には、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例を置いてございます。検証報告書においても、子どもが主体、子どもファーストの精神があってしかるべきという当事者視点のご意見をいただいておりますので、札幌市として持っているこの権利条例を大切に位置づけたいと考えております。

そして、三角形の一番上部には、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員育成ビジョンを位置づけます。この育成ビジョンについては、今後検討を具体にしていくこととなりますが、一つ目の丸、ビジョンでは、職員の育成に当たって、子ども虐待防止に関する職務に従事する全ての職員が持つべき理念、具体的な支援場面において全職員が取るべき行動を、幾つかの柱として規定し、全職員で共有できればと考えております。

例えば、幾つかの柱としては、検証報告書では、協働の視点というご指摘をいただいておりますので、こういった視点を全職員で共有してはどうかと。具体的には今後検討をしていきたいと考えております。

二つ目の丸です。ビジョンで定めた職員の育成に当たって必要な理念や行動の方向性に

については、各職域、職種ごとの個別の人材育成方針に反映させ、札幌市全体で同じ方向を向きながら、子ども虐待防止に係る職員の人材育成を一体的に進めていきたいと考えております。

外部評価報告書では、担当部局ごとの検討に止まり、組織横断的な、全体的な評価がなされていないのではないかとのご指摘をいただいておりますので、札幌市全体でこのビジョンを共有して進めていきたいというイメージでございます。

この育成ビジョンを矢印の先にありますとおり、各職域、職種での育成方針や研修方針等々に反映をして、一体性を図るという考え方でございます。

矢印の先、簡単に触れていきますと、左上にある児童相談関係職員育成方針。こちら既に策定しておりますが、対象としては、児童相談所及び区の家庭児童相談室の職員が対象であり、この検証報告書、外部評価報告書の内容を踏まえて、改めて検討をし、改正していきたいと考えております。

その右側にある一般事務（福祉コース）育成方針については、後ほど詳細をご説明いたしますが、現時点で何もつくられていないものでございますので、新たに策定をいたします。

福祉コース育成方針の下には、保健師の育成方針を置いてございますが、こちらは、資格職、専門職としてこれまでもしっかりと育成されてきているところではあります。今般の事件、そしてそれぞれの報告書を受けまして、改定をするものでございます。

最後、左下、関係職員の育成として、各区保健福祉部にいる保護課の職員、精神保健福祉分野に関わる職員、子ども虐待防止に関わるその他職員、そして保育士、これらの職員の育成についても、今回策定を目指す育成ビジョンを反映させながら、同じ方向を向きながら職員を育てていきたいと考えているところでございます。

この全体を支える一番底に、札幌市職員人材育成基本方針、職員部で策定しているものでございますが、これが下支えをするというイメージでございます。こちらについては、目指す職員像として、市民志向、成長志向、未来志向というものを置いておりますが、今後改定する中では、この職員育成ビジョンと連携を図りながら進めていければと考えております。

最後、右下、検討スケジュール（案）でございます。

7月は、本日の児童福祉部会、そして7月22日に予定しておりますが、今年度第1回目の児童虐待防止対策推進本部会議がございます。ここで庁内的に共有を図り、8月以降、常設委員会において育成ビジョンを具体的に検討をしていきたい。また、多職種合同研修についても、試行的を含めて、実施を目指して検討をしていきたい。そして年度内、3月にビジョンを策定できればという現時点のスケジュール案をお示ししてございます。

こちらの人材育成、A3の資料の説明については以上でございます。

また関連しておりますので、続いて、福祉コース育成方針（案）についてもご説明させていただきます。A4資料の方をご覧ください。資料2-1と入ったものでございます。

一般事務（福祉コース）は、そもそも何なのかというのを簡単にご説明いたしますと、平成8年にスタートした採用区分でして、26年ほど経過してございます。人数規模としては、医師職や保健師職を少し超えて300名弱、290名を超えた規模になっております。今後も増員が見込まれる採用区分であります。

これまで26年ほどたっておりますが、福祉コースの職域ですとか専門性というのが必ずしも明確ではなかったところがございますので、今般の事件、そして検証報告書、外部評価報告書でのご指摘を踏まえて、新たに策定しようというものでございます。

資料の方をご覧ください。検証報告書の提言を踏まえた一般事務（福祉コース）育成方針（案）の概要でございます。

1、育成する能力などの一つ目の丸ですが、札幌市職員人材育成基本方針が目指す方向性にのっとりつつ、検証報告書等が指摘する課題に速やかに取り組む必要があるため、新たに福祉コース育成方針を策定するものです。

二つ目の丸です。組織の中核的役割を果たす中堅職員に対する育成を強化することで、福祉現場でのスーパーバイザーや、本庁福祉部局の管理職の養成につながることを期待できると考えております。

三つ目。福祉コースとして育成する能力を3点挙げております。一つ目は、関係部署、関係機関、諸団体と組織横断的な調整や交渉、協働を担うことができる総合力。こちらは、検証報告書でも協働の視点というご指摘をいただいておりますし、令和2年3月18日付市長から全職員宛てにメールをした中にも、協働の視点というのが言及されておりましたので、ここはしっかりと福祉コースも育成をしていきたいと考えております。

二つ目としては、社会の変化や地域住民の多様なニーズをつかみ、専門的知識や技術を常に更新・実践できる高い支援力。相談援助技術はもとより、スーパーバイズ、危機介入、そして権利擁護などです。

三つ目として、福祉等の行政課題の解決を実現する政策立案力、行政手腕です。

また、これらの能力を全体として育成する上で、組織的・計画的な育成上、次の対応を図りたいと考えております。次の囲みの中です。

一つ目です。自己申告に基づく所属長面談、その他あらゆる機会を捉え、組織として専門性の獲得に対する動機づけを強化をする。後述いたしますキャリアラダーの活用を考えております。

二つ目としては、現場を通じて取得した知識や経験を発揮できるよう、能力、適性なども踏まえ、異動や昇任などを通じた活躍の機会を確保すると。ジョブローテーションでの考慮を考えております。

次、資料の2、キャリアラダーでございます。

キャリアラダーについては、目標設定や到達度を図る観点から有効であり、人材育成のツールとして所属長面談や自己チェック等で活用し、専門性への一層の動機づけを図りたいと考えております。

キャリアラダーについては、自治体においても先行する自治体も幾つも出ておりますので、それら先行する団体を参考にしながら、札幌市として必要な能力を示したいと考えております。

初任期から中堅後期までの4段階、支援の過程や政策立案など8分類プラスアルファで構成しております。お配りした資料でいきますとA3資料の方に、その全てを掲載してございます。札幌市一般事務（福祉コース）キャリアラダー（案）でございます。どの都市もおおよそ係長級まで4段階というところが多いため、札幌市においても、そちらを採用したいと考えております。また、関係する先行自治体や関係する専門職、例えば社会福祉士等々の養成カリキュラムなども研究いたしまして、札幌市として必要な能力で構成したものでございます。

A4の資料の方に戻りまして、3番、ジョブローテーションをご覧ください。

ジョブローテーションは、戦略的・計画的に行われる人事異動のことでございますが、一つ目の丸にあるとおり、35歳頃までを目安に、能力を開発し、適性を広げる観点から、幅広い知識・視野を身につけることのできる人事異動を行います。具体的には、適性を広げるための若手育成期間（能力開発期）を位置づけ、「異分野・異部門」を基本とした計画的なジョブローテーションを実施をしていくことを考えております。

二つ目の丸として、複線型人事を視野に、特定の福祉分野に精通したスペシャリスト、または福祉経験を広く施策に活用するゼネラリストを育成し、適切に配置していく。児童福祉分野はもとより、福祉行政全体の底上げに資する人材を組織的・計画的に育成していくことができると考えております。

4番、研修でございます。

各職場における研修方針等と連動しながら専門性を高めていくほか、福祉コースの価値観やキャリア全体を見通した研修等により専門性を底上げし、当該専門性が各職場の福祉コース以外の職員の専門性向上にも資するようOJTを含めた学び合い等を推進していく。職員同士横のつながりで学び合う。そして、福祉コースの専門職としてのアイデンティティをしっかりと確立できるような研修を考えていきたい。また、現在いる係長職のスーパーバイズの観点からの研修も検討が必要と考えております。

これら1から4番目を中心に、専門職集団、福祉分野の専門性を支える集団として育成していくことを目指していきたいと考えております。

なお、お配りしている資料残り2種類、職員個人の年間育成計画書については、外部評価報告書で、育成体系に基づいた研修体制の整備の中で言及いただいていたものでございます。指導職員、スーパーバイザーが、職員個人を1年間どう育てていくのかというのは重要な役割であります。また、そういった指摘を受けておりますので、この育成計画書については、職員と指導職員が一体となつてつくる観点を、所属長や係長職、庁内、しっかりと周知していくことが必要と認識しております。

また、もう一種類は、現在ないのですが、福祉コースの研修手帳として、案の様式をお

示したものになります。職員個人の育成のために、それまでどのような研修を受けてきたのかを職員、所属双方で共有する目的で導入できればと考えております。

雑駁ではございますが、私の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤原部会長 森本課長ありがとうございました。丁寧に詳細な説明していただきました。

ではまず、資料も幾つかありますので、今のご説明に対するご不明な点、質問などありましたらお願いします。

稲生委員どうぞ。

○稲生委員 ありがとうございます。

私の聞き取りがよくできないのかなと思っておりますけれども、そのキャリアラダーというものと役所の中の職位というものとは関係があることなのですか。ないことなのですか。

○藤原部会長 ご質問ありがとうございます。では、森本課長の方からお願いしていいですか。

○事務局（森本相談判定二課長） キャリアラダーの資料をご覧ください。左上に、分類、概念、取得すべき専門性の横に、第1段階から第4段階まで記載していますが、初任期、レベルアップ期、中堅初期・中期、中堅後期以降ということで、必ずしも職位と一致させるものでもございません。ただ、目安として、第4段階は係長級、年齢でいうと40歳ぐらいをイメージしたものでございます。当然、ある行政分野、例えば児童相談所では、多くのケースワークを経験するので関連の能力の伸長が図られる部分もあるでしょうし、第4段階にいなければ、札幌市の係長職が務まらないというものでもない。ご質問にお答えすると、職位と一致させているものではありません。あくまでも人材育成のツールとして、こういった能力が福祉分野で必要だということを皆で共有をして、動機づけを与え伸ばしていく、そういったツールでございます。

○稲生委員 ありがとうございます。ほっとしました。

○藤原部会長 ありがとうございます。

ほかご質問ありましたらお願いいたします。

どうぞ、大場委員。

○大場委員 昇任昇格の試験というのは、今も実施されているのでしょうか。もしされているとしたら、この福祉コースというか、この辺の関連について少し教えていただければと思います。

以上です。

○事務局（森本相談判定二課長） ご質問ありがとうございます。

福祉コースについては、一般の事務職と同じように係長試験というのが設けられておまして、それは福祉コースに特化した試験内容にはなってございません。なので、現在は、事務職（行政コース）、行政職員としての能力をはかる試験で統一されているということになっています。

○大場委員 そうなった場合に、職制としてスーパーバイザーをどういう位置づけにするかということによって、適性というか、それから育ってきた経緯とか、その辺を考慮してスーパーバイザーという位置づけをしていかないと、試験が受からないとスーパーバイザーの職制にたどり着かないということになります。その部分に、工夫があるのかどうかと思ったものですから、最初に質問をさせていただいたということです。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。今、札幌市の児童相談所ではスーパーバイザー、SVは係長職という職位と連動させているのですが、国の方がSVに任用する前の研修を受けなければならないということで、制度の立てつけを変えてきてございますので、まず札幌市としては、今後、一般職でも十分な経験を積んできた職員は、そういった研修を受講させていきたい。将来のスーパーバイザーの種を植えることをやはり進めていかなければならないと考えております。

もう一つは、複線型人事に代表されるように、やはり児童相談所で経験をし、スーパーバイズの経験を積んできた職員が、能力、適性に合わせた形でちゃんと昇任できるような、そういった仕組みを検討していかなければならないという課題を認識してございます。そちらについては、すぐに変えられるというものでありませんので、職員部、人事部門とも連携しながら、今後の体制強化に向けて検討していければと考えております。

ご質問ありがとうございます。

○藤原部会長 大場委員よろしいでしょうか。

それでは、ご意見含めて、はいどうぞ、北川さん。

○北川委員 質問何点か、教えてください。まず、この提言を踏まえて育成方針が、人材育成って大変なことを、ここまで作り上げたのがすごいなと思いました。ありがとうございます。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。

○北川委員 この中で、この大きい、絵の描いている方なのですけれども、この中で、児童相談所、家児相の職員の中には、ソーシャルワーカー、ケースワーカーだけじゃなくて、心理司も入っているのかとか、あと全体として、医療との関係性はどんなふうになっているのだろうということと、あと、この資料2-1のジョブローテーションというところで、今まで札幌市の職員の方々がいろいろなところに転勤なさって、また児相に戻ってきてみたい感じだったと思うのですけれども、そうじゃなくて、割合このジョブローテーションの範囲というか、そこの福祉コースの方は、どのようなジョブローテーションを考えているのかということをお教えしてほしいと思います。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。

まず、最初のご質問の心理が入っているのかというのは、今、保健センターの方にも会計年度任用職員として心理の資格を持った者などを配置しておりますので、関係してございます。

医療との関わりについては、職員の対象の範囲に含まれる各区保健センターに医師職の

部長職等はおりますが、今回の育成ビジョンに基づく育成の中には、専門性が十分に確立されたうえで採用が行われていることもあり入れてはございません。育成ビジョンの理念や行動の指針の共有対象にはなるものと考えております。医療看護職としては、保健師は想定してございますが、そのような状況でございます。

ジョブローテーションとして、福祉コース、いろいろなところに異動して児相に戻ってというようなご指摘をいただいておりますが、今回、計画的なジョブローテーションということを職員部と一緒に検討していかなければならないと考えておりますが、福祉コース育成方針、A4の3番に、「「異分野・異部門」を基本とした」という文言を入れてございます。部門としては、区役所、保健福祉局や子ども未来局を中心とした本庁、そのほか児相や障がい者の更生相談所、精神保健福祉センターなどの専門機関が該当します。分野としては、児童、障がい、高齢、生活支援などの分野をイメージしていただくと分かりやすいと思うのですが、そういった異分野・異部門の中での異動を、若い頃はできるだけ経験をさせていき、自らの適性を広げていければと思っております。ただ一方で、児童福祉分野については、ある程度の経験の蓄積が必要になってきますので、児童相談所と各区の家庭児童相談室での異動などもしっかりと機能するように考えていかなければならないというふうに考えております。

児童相談所の中だけで異動や昇任が完結をすることはありませんので、札幌市としては、福祉コースがどこの福祉分野にいても組織全体で能力を伸ばしていく、育成をしていき全体的に支えていく人材育成が必要ではないか、それを支えるジョブローテーションが必要ではないかと考えているところでございます。

雑駁ですけれども、以上です。

○北川委員 ありがとうございます。その中で、児相を中心とした家児相とかの職員が新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークの資格なんかを取っていくということ、ジョブローテーションしながら、児相の職員になる方たちはそちらの国の方の資格も取っていくという感じなのでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） という大ざっぱなイメージではおります。また、今後、第二児童相談所もできますので、第一児相を経験した職員が第二児相を経験する、そういったジョブローテーションも想定をしておりますので、本人の適性と意欲があれば、児童福祉分野を長く経験する中で、今回の児童福祉法等の一部改正に示されている新たな認定資格の対象なども検討していくことになろうかと考えております。

○北川委員 加えてですね、先ほど心理司のこととかおっしゃっていましたがけれども、非常勤のことだったと思うのですけれども、やはりこれからというか、虐待を受けた子どもたちのトラウマ治療とか、そういうことにおいても心理司の役割はきっとすごく大きくなってくると思うので、ソーシャルワーカーだけじゃなくて、心理司の育成なんかも含めて考えていただけたらということ、私もまだこのキャリアラダー、読み切れていないのですけれども、すごいので、先ほどの医療との関係で、いろいろな子どもたちを見ていると、やっ

ぱり愛着のこととか、それとASDとかなんか一緒に、そこら辺の判断とかが非常に難しくかったり、いろいろなまた別な二次的な症状が出ていたりする場合なんかは、やはり医療、医師の関わりというのが非常に重要になってくると思いますので、このキャリアラダーの中がどこかは、ちょっとどうしていいのかわからないのですが、医療との連携だとか関わりだとか学びだとか、そういうことも、もう実際なさっていると思いますけれども、大事にさせていただけたらというふうに思いました。

以上です。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。

説明が不十分でありましたが、心理については、昨年度から、札幌市の社会人経験者の部に福祉コースを新たに設けて、その中で、公認心理師資格を持っている職員などを積極的に採用するように採用制度を変えたところでございますので、正職員の中でもしっかりと心理の資格、能力を持った職員を採用し、そして育成をしていくということは、それは当然していきたいと考えております。

また、児童福祉司と児童心理司との関係において、児童心理司も増やしていかななくてはならないという課題を認識しているところでございます。

また、ASDと愛着、精神疾患、精神障がいの理解というのは当然のことでございますので、そちらについても今後一層、理解を深めていけるような育成をしていければと考えております。

ご質問、ご意見ありがとうございます。

○北川委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

稲生委員どうぞ。

○稲生委員 前にもおっしゃっていただいたことに関連しますけれども、医療との関係というようなことは、ますます重要になってきていると思います。お預かりする子どもたちの状況からいいますと、いわゆる健常児と言われる子どもたちの割合は、かなり低いと感じます。何らかの形で医療機関とのつながり、もしくは心理司さんとの密接な相談みたいなことを必要とするケースの方がほとんどです。

状況からいいますと、民間の医療機関というのはほとんど予約が取れません。という状況の中で、子どもたちの養育をどうしていくかということについて悩みながら日々を過ごしているわけですね。その際に、児童相談所の中におられるドクターもあると思うのですが、数の問題なのか何なのか分かりませんが、印象としては十分に機能しておられないのかもしれない。

もう一つは、これはケースワーカー、心理司、それからドクターと、皆さんが児童相談所の中におられることは、情報交換が十分できるというよさもあるかもしれませんが、一方では、3者の多角的な意見が聞かせていただくことは、子どもにとってはありがたいのですが、どうもそうなりにくいところがあります。ケースワーカーの方と心理司の方とド

クターとがそれぞれ、それぞれの立場で少しずつ違った意見をおっしゃってくださる、そして里親をサポートしてくださるとよいと思うのですけれども、現場で直接に子供に接していない方々が、ある種の専門性を盾に一枚岩になる状況に接すると、危うさを感じたりも致します。

要は、医療的な面を充実していただきたいということと、それぞれの個別的な特徴をきちっと踏まえた対応をしていただきたいというふうに常々感じているところです。

それから、ジョブローテーションの中で、35歳までを目安に能力を開発し、適性を広げる観点から、幅広い知識うんぬん、人事異動うんぬんとなっているのですけれども、現在まさに現場で働いておられる児童相談所のケースワーカーの方々は、おおむね35歳以下じゃないでしょうか。そして数年で、実際どんどん替わっていきますね。数年たつと別の方になる。10年も1人の子どもを育てていますと、5人ぐらいケースワーカーが替わってしまうというのはあり得るのですね。一度も子どもに会ったことがないワーカーさんもいます。従って専門性も低いと言わざるを得ません。

そういう状況の中で、この度計画されているジョブローテーション案では、現在の憂うべき状況が改善されるかという点と、まったく、改善には至らず現状固定を是認してしまう内容となっています。やっぱり困るなという感じはいたします。

それから、スーパーバイザーの話なのですが、先ほどキャリアラダーと関連してこだわっているようですが、私は役所に勤めたことがないので、その中の空気感というのは分かりませんが、敢えて申し上げます。職位が違う、年齢が違う、先輩後輩であっても、本当に自由に語り合える、意見が言える、そういう環境であれば、職場の中でのスーパーバイザーの役割は非常に有効だと思います。そうでないとなれば、あまり機能しないだろうと思います。非常に豊かな人材を育てていくには、年齢やキャリアや、あるいは職場の上下関係にとらわれないという自由な議論ができる、そういう環境が前提となっている場合のみ、職場内スーパーバイザーが有効に機能できると思います。教育を施して誰かをスーパーバイザーと名付ければよいという問題ではないですから、その辺のことがずっと気になっております。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。ご意見として、森本課長から何かありましたらお願いします。

○事務局（森本相談判定二課長） そうですね、今、幅広いご意見をいただいたと思いますので、今後、例えばジョブローテーション、ころころ替わっているんじゃないかというようなご指摘や今後へのご懸念をいただいておりますので、具体的な人事配置については、そういったご懸念を職員部、人事部門とも共有しながら、有効なジョブローテーションを運用していければと考えております。

また、スーパーバイザーについては、まさにご指摘のとおり、自由に意見が言い合えるような、風通しのよい職場というのがやはりベースにあるかと思っておりますので、そういっ

た組織づくり、環境づくりについても十分に配慮をしていきたい。そして、多角的に見られる多様な人材を育てて配置していきたいと考えております。

福祉コースは、実はまだ定年退職者を一人も出していない若い採用区分であり、やはり若い職員が多く、そして7割近くが女性職員になっているというのが大きな特徴になっていますので、今後、まだ完結していない、まだ若い採用区分ですが、今後、しっかりとした専門職として信頼される集団となるように育成をし、配置をしていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をいただけたら幸いです。

幅広いご意見ありがとうございました。

○藤原部会長 どうぞ、お願いします。箭原委員ですね。

○箭原委員 本当に短期間の間に、こんなにきっちりとしたものを作っていただけてありがとうございます。やっぱり見えるってすばらしいなと思います。4段階の最後、スーパーバイザーで係長ぐらいという目安ができて、35歳までの人たちの、その4段階に上がっていくときのモチベーションの一つとして、どんな資格を取ったら次の段階に行けるのかとか、資格だけが歩くわけではないですけれども、やっぱり資格って目に見えるものなので、相談者も、この資格ありますと言われたときには、「あ！」ってなるというところが資格のよさだと思うのです。また、頑張って資格を取ったときに手当が幾らになった、この資格だったら何ポイントとか、そういうふうにしてもらおうと、ジョブローテーションとかジョブを上げていくのに、その人のモチベーションになっていくのじゃないかなと思うのですよね。ある程度、必要な資格というのは、市の方からきちんと決めていただいて、それに対してポイントを幾つつけたとかというので、4段階を上がっていくという目安がつけるととてもいいかなと思うのですよね。

まだキャリアラダー、本当に北川先生と一緒に全部読み込めてはいないのですけれども、職域とかそういうものに対してとても難しいのですけれども、自分はどの辺にいるのかという自分の目安としてもなるし。それからあと、面談するときにお互いに、君はここに対して足りていないよねとか、いや、私これやっていますというところの指針にもなるので、これはとても大事なものだとは私は思っています。そこに対してまた、お金もつけていただけると、よりありがたいものになるかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。

今ご指摘のとおり、資格、専門資格を取っても、福祉コースが、どういう専門性が求められる職か明確にしていなかったことから、あまりモチベーションになっていなかったところがございます。今後は、福祉コースはこういう能力を育てていく、また期待されている職であるというのが内外に示されますので、資格取得の動機づけになればというふうに思っております。

ポイント制ですとか金銭での給与での成果というのは、恐らく難しさもあろうかと思いますが、札幌市職員全体としては、頑張る職員には勤勉手当などで評価してはどうかというような大きな動きがございますので、資格を取れば、福祉現場で活躍し、それが評価さ

れる、そういった形での給与上の反映ということはあろうかと思しますので、大変重要なご指摘かと思しますので、明日あさってすぐにできるものではございませんが、人事部門とも共有しながら検討していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。もっといろいろ議論を深めるべきかもしれないのですが、今日の会議の一応リミットが4時半でした。多分、私が休憩時間を長く設定し過ぎたのがよくなかったという反省しておりますが、この後、それぞれ委員の皆さんもご予定があるというふうに聞いておりますので、もし急ぎのものがなければ、この案件については以上とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、決定事項として、今後の育成ビジョンを含めた人材育成の方向性を皆さんはお認めいただいたということと、それから、一般事務（福祉コース）の育成方針についてもご理解いただいたということで、議題4は終了させていただきたいと思えます。

最後ちょっと時間切れで大変申し訳ありませんでした。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願います。

○事務局（月宮子ども企画課長） 事務局の子ども企画課長の月宮でございます。皆様、貴重なご意見どうもありがとうございました。

予定時間を過ぎまして大変恐縮でございます。大変お疲れさまでございました。

3. 閉 会

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議児童福祉部会を終了させていただきたいと思えます。本日は、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

○藤原部会長 ありがとうございました。またよろしく願います。